

扶養現況書

- ★ **配偶者確認のみ**(認定対象者全員が同居の16歳未満又は学生である子で、配偶者が被扶養者でない方)の場合は、**〈1. 被保険者及び配偶者の現況〉のみ回答ください。**2以降の回答は不要です。
※添付書類を必要としない配偶者と同時申請の場合は提出不要です。
- ★ それ以外の被保険者と同居の認定対象者は1~3、別居の認定対象者は1~4を認定対象者一人につき1枚ずつ回答ください。
- ★ 選択肢がある設問には該当する記号に○をつけてください。「いいえ」又は「はい」には該当に○をつけその後の内容を記入してください。

1. 被保険者及び配偶者の現況

被 保 険 者	健康保険事業所記号		被保険者番号		事業所名	
	現況書の記入内容に相違ありません。令和 年 月 日				配偶者の有無 (内縁含む)	ア.有 イ.無 「有」で被扶養者でない場合は収入欄へ
	氏名				年間総収入	被 保 険 者 円 配 偶 者 円
	※ 被 保 険 者 の 署 名 を お 願 い し ま す 。				※年間総収入とは、扶養事由発生日以降の年間見込みの収入額です。(以下同様)	

2. 認定対象者

(例)長男など

認定対象者		続柄		世帯区分 (被保険者と)	同居・別居	別居の場合 (〒 -)
-------	--	----	--	-----------------	-------	--------------

3. 認定対象者の現況

設 問		回 答			
Q1	被扶養者に申請した事由は?	ア.被保険者の加入に伴う(以前から被扶養者である) イ.出生 ウ.収入減少 エ.退職により被保険者資格を喪失したため (出産予定で退職した場合⇒出産予定日:令和 年 月 日) オ.雇用形態の変更等により被保険者資格を喪失したため カ.その他()			
Q2	加入(していた)の医療保険は?	種類	ア.国民健康保険 イ.健康保険の被保険者 ウ.健康保険の被扶養者 エ.その他()		
		状態	ア.加入中 イ.加入していた(令和 年 月 日まで)		
Q3	雇用保険の失業給付等の受給(予定)はありますか? ※(Q1で「エ」と回答し、「いいえ」の方のみ)	はい	受給期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日(日額 円)	
		いいえ	ア.再就職の意思がない イ.受給資格がない(加入期間の不足) ウ.その他()		
Q4	健康保険の傷病手当金等の受給(予定)はありますか?	はい	ア.傷病手当金	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日(日額 円)	
		いいえ	イ.出産手当金		
Q5	給与、年金等の収入はありますか? ※(Q1で「ア」と回答し、「いいえ」の方のみ)	はい	給与収入	年間 円	種類() 年金の種類 【 老 齢 ・ 遺 族 ・ 障 害 ・ その他() 】
			その他の収入	年間 円	
			年金収入	年間 円	
			収入合計	年間 円	
いいえ	理由()				
Q6	被保険者・配偶者・認定対象者以外に収入がある同居人はいますか?	はい	認定対象者からみた続柄 ()	認定対象者からみた続柄 ()	
		いいえ	年収 円	年収 円	

4. 別居の認定対象者

※認定対象者への送金がかかる証明書の添付が必要(学生は除く)になります。

設 問		回 答			
Q7	被保険者から認定対象者への援助は?	援助額	給与	年間 円	月額 円
			賞与	年間 円	年 回
			その他	年間 円	種類()
			援助額合計	年間 円	※送金方法【銀行振込・ネットバンク・現金書留】
Q8	認定対象者の生計費状況は?	認定対象者負担	年間 円		
		被保険者からの援助	年間 円		
		被保険者以外の援助	年間 円	認定対象者からみた続柄 ()	
		被保険者以外の援助	年間 円	認定対象者からみた続柄 ()	
		生活費合計	年間 円		

被扶養者(異動)届<追加>の添付書類

被扶養者(異動)届により被扶養者を追加する場合は、次の添付書類を添えて事由発生日から5日以内に事業主を経由して提出ください。

- 1) 下記の1は全対象者です。
- 2) 下記の2～5はそれぞれの事由に該当する場合は必要書類を組み合わせたもの(扶養現況書は認定対象者一人につき1枚)を添付してください。

1. 国内居住の確認書類

住民票が日本国内にある方は、原則として国内居住の要件を満たします。住民票がない場合でも「国内住居要件の例外」があるため、詳しくは「被扶養者(異動)届」の裏面を確認してください。なお、対象者が外国籍の方は、在留資格の確認のため在留カードもしくは住民票(在留資格の省略されていないもの)のコピーの添付が必要です。

対象者	必要書類	扶養現況書の提出	備考
全対象者	住民票(コピー可) ※個人番号の記載があるもの	—	※90日以内の発行のもの

※被扶養者(異動)届に個人番号の記載があれば不要です。

2. 夫婦共同扶養の確認書類

夫婦が共同して扶養する場合、次の基準があるため、配偶者の有無及び収入を確認します。

- ①被扶養者とすべき人員にかかわらず、年間収入の多い方の被扶養者とするを原則とする。
- ②夫婦双方の年間収入が同程度である場合は、届出により、主として生計を維持する者の被扶養者とする。

対象者	必要書類	扶養現況書の提出	備考
配偶者がいない又は被扶養者でない場合で、同居の16歳未満の子又は学生の子	—	○	※現況書の項目1(被保険者及び配偶者の現況)のみ記入となります。 ※学生の場合は下記2-1)のとおり添付書類あり

※添付書類の必要がない配偶者と同時に届出する場合は不要です。

3. 収入要件確認のための書類

原則、被扶養者に収入がある場合は、年間収入130万円未満(配偶者を除く19歳以上23歳未満は150万円未満、60歳以上又は障害年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合は180万円未満)で、同居の場合は被保険者の収入の2分の1未満であること、別居の場合は被保険者からの援助額より少ないことが条件となります。

また、公的年金、雇用保険失業給付、健康保険の傷病手当金・出産手当金も収入に含まれ、月額108,334円(125,000円、150,000円)、日額3,612円(4,167円、5,000円)以上の収入は年間収入130万円(150万円、180万円)以上と看做されます。

事由	必要書類	扶養現況書の提出	備考
1) 16歳以上の学生	在学証明書又は学生証のコピー	○	※対象者が同居の子の場合は現況書不要 ※対象者が配偶者の場合は事業主の証明があれば全て不要
2) 給与収入がある場合	直近3ヶ月の給与明細のコピー又は雇用契約書(年間収入が判断できるもの)など	○	※対象者が配偶者の場合は、被扶養者異動届に記載があり、事業主の証明があれば全て不要
3) 自営(農業、不動産収入等)による収入がある場合	直近の確定申告書のコピー	○	※対象者が配偶者の場合は、被扶養者異動届に記載があり、事業主の証明があれば全て不要
4) 年金収入がある場合	年金の改定通知書のコピー又は振込通知書のコピー	○	※対象者が配偶者の場合は、被扶養者異動届に記載があり、事業主の証明があれば全て不要
5) 退職が事由による場合	退職証明書又は雇用保険被保険者離職票のコピー	○	
6) 雇用保険失業給付受給中(受給予定)又は受給終了の場合	雇用保険受給資格者証のコピー	○	
7) 傷病手当金、出産手当金受給中(受給予定)又は受給終了の場合	支給決定通知書のコピー	○	
8) 上記以外の16歳以上の者	—	○	※非課税証明書を提出いただく場合もあります。

4. 同居確認のための書類

被保険者と同居が条件となる対象者について確認します。(義父母、おじ・おば、甥姪 など)

事由	必要書類	扶養現況書の提出	備考
被保険者と同居が要件となる対象者	被保険者世帯全員の住民票(コピー可)	○	※90日以内の発行のもの

5. 別居先世帯員確認のための書類

認定対象者世帯に主たる生計維持者がいないか住民票で確認します。送金証明書から仕送による生計維持関係を確認します。

事由	必要書類	扶養現況書の提出	備考
被保険者と別居している対象者	対象者世帯全員の住民票(コピー可) 預金通帳等のコピー 現金書留の控えのコピー	○	※90日以内の発行のもの ※16歳未満と学生は添付書類省略可

6. その他

※「扶養現況書」とは東京ニッパファッション健康保険組合の指定様式です。

※適正な被扶養者認定をおこなうために、上記以外の添付書類をお願いする場合がありますので予めご了承ください。